

基準指数表

(令和9年度)

児童名	年齢	歳児	園名	保育園		備考
				父	母	
親のいない家庭		死亡・行方不明・拘禁		11	11	
		離婚・未婚・その他		10	10	
①労働	就労・ 就労内定	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の就労		10	10	就労証明書
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の就労		8	8	
		月20日以上かつ 1日5時間以上の就労		8	8	
		月64時間以上の就労		7	7	
②妊娠・出産	産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで			—	6	母子健康手帳の写し
③傷病・ 障がい等	傷病	入院、おおむね1か月以上		10	10	医師の診断書
		居宅内療養	常時病臥	10	10	
	一般療養		安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)		6	
	心身の 障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級			10	10
身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2・3級			6	6		
④同一世帯の 病人等の介護	入院その他 施設等付添	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の付添		10	10	医師の診断書、介護被保険者証の写し、障害者手帳の写し等
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の付添		8	8	
	自宅介護・ 看護	重度障がい者等の全介護・介護認定(3~5)		10	10	
上記以外の介護の場合		4	4			
⑤災害	災害等による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明書
⑥求職活動	求職(開業準備含む)のため、外出を常態			3	3	確約書
⑦就学 職業訓練	通学	卒業後に就労を目的とする月64時間以上の就学等		6	6	在学証明書、カリキュラムのわかる書類等
⑧育児休業 (在園児のみ適用)	育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 育児休業の対象となる子が満2歳に達する年度の年度末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合、合計6点となります。			6		就労証明書
市役所記入欄						※①~⑧までの要件ごとに採点し、合算しない。
減点 要件	保育料等に滞納がある場合			-8		
	市や施設に相談なく保育料等に滞納がある場合			-12		
市役所記入欄				加 減 合 計		

保護者それぞれに、保育を必要とする項目に応じた基準指数を求め、加算・減点分を合算して当該世帯の指数とする。

※ 13点以上が保育の必要性の要件となる。